旧笹子じん芥焼却場跡地を活用した災害対策拠点整備事業説明会

日時：令和７年４月２６日
　　午前１０時～
場所：木更津市中央公民館第２会議室

木更津市　きさポン

次　第

- 木更津市役所総務部部参事兼危機管理課長挨拶
- 関係者紹介

  公益財団法人　日本財団

  一般社団法人　千葉南部災害支援センター
- 公益財団法人　日本財団　災害拠点プロジェクト説明
- 旧笹子じん芥焼却場跡地を活用した災害対策拠点事業の説明

  （１）事業概要

  （２）災害対策支援関係者との連携の重要性

  （３）現在の活用状況

  （４）拠点の整備予定及び今後の展望

(1)事 業 概 要

- 所　　在　木更津市笹子５８９－３
- 地　　籍　約１３，０００㎡の内約８，０００㎡
- 事業主体　公益財団法人　日本財団
- 実施主体　千葉南部災害支援センター
- 経　　緯　令和５年３月に日本財団と災害対策拠点事業に関する協定を締結

  内容・災害対策に関する研修、訓練

  ・災害対策に関する資機材や物資の備蓄、管理

  ・発災時に支援を行う団体等を対象とした資機材や物資の提供及び拠点の活用

- 事業内容　平　時：各種研修施設

  発災時：災害対策支援関係者の活動拠点

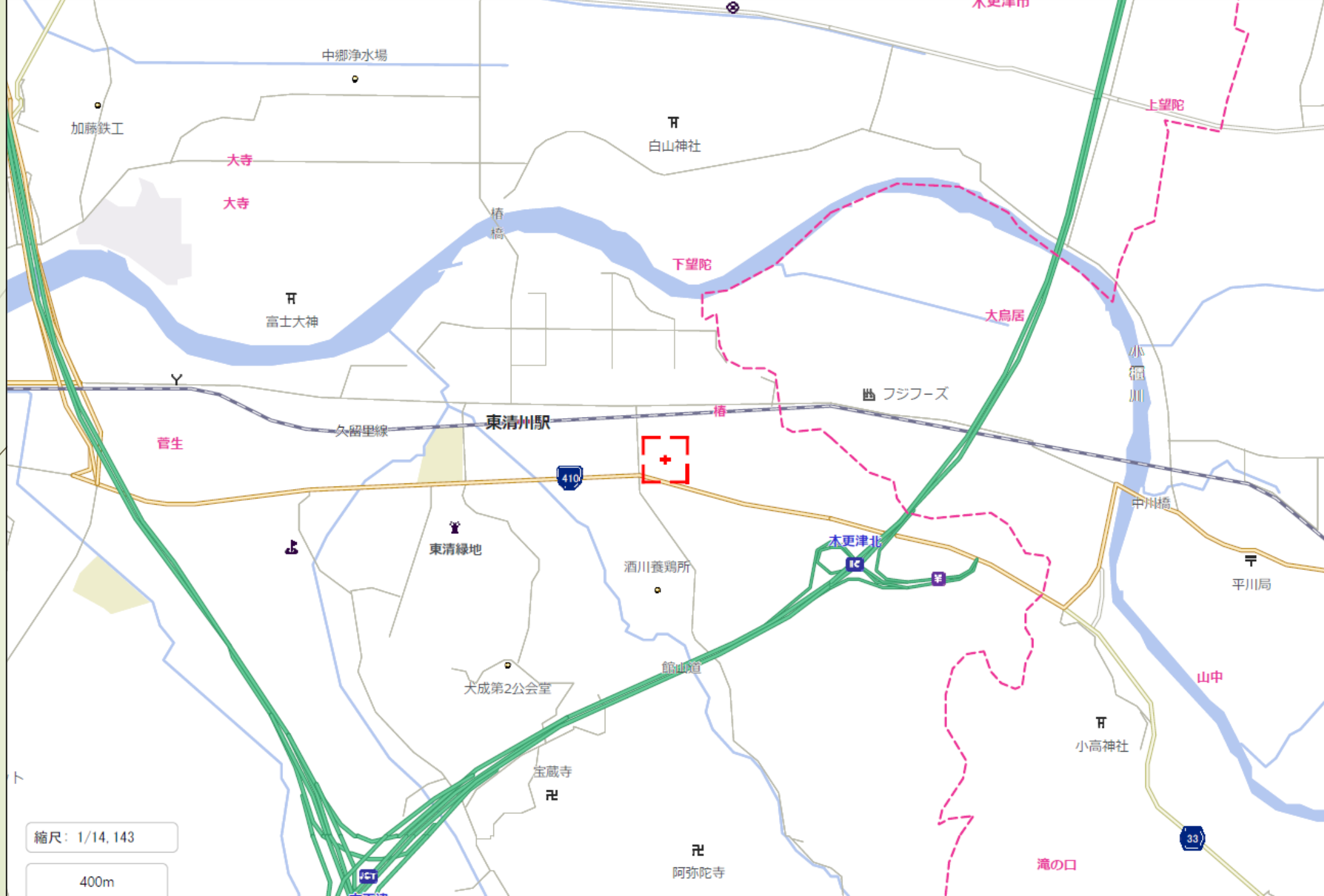
中郷浄水場
加藤鉄工
白山神社
大寺
大寺
上望陀
椿
下望陀
富士大神
大鳥居
小櫃川
フジフーズ
東清川駅
久留里線
椿
菅生
410
中川橋
東清緑地
木更津北
酒川養鶏所
平川局
館山道
大成第2公会堂
山中
宝蔵寺
小高神社
阿弥陀寺
滝の口
33
縮尺：1/14,143
400m

木更津市WEB版防災ハザードマップ

洪水浸水想定区域
（想定最大規模）

- 10.0m以上
- 5.0m～10.0m未満
- 3.0m～5.0m未満
- 0.5m～3.0m未満
- 0.5m未満

(1)事 業 概 要

- 所　　在　木更津市笹子５８９－３
- 地　　籍　約１３，０００㎡の内約８，０００㎡
- 事業主体　公益財団法人　日本財団
- 実施主体　千葉南部災害支援センター
- 経　　緯　令和５年３月に日本財団と災害対策拠点事業に関する協定を締結

  内容・災害対策に関する研修、訓練

  ・災害対策に関する資機材や物資の備蓄、管理

  ・発災時に支援を行う団体等を対象とした資機材や物資の提供及び拠点の活用

- 事業内容　平　時：各種研修施設

  発災時：災害対策支援関係者の活動拠点

災害対策拠点事業に関する協定書

公益財団法人日本財団（以下「甲」という）及び、木更津市（以下「乙」という）は、「日本財団　災害対策拠点」（以下「本拠点」）の整備ならびに運営（以下「本事業」という）を円滑に実施するため、本協定を締結する。

第１条（目的）

本事業は、災害対策基本法に定める「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧」の切れ目ない実践モデルを甲乙連携のもと構築し、木更津市地域防災計画をはじめとした災害対策の充実と公益の増進に資することを目的とする。

第２条（実施内容）

甲及び乙は、以下に掲げる事業を実施する。

１　甲は次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 災害対策に関する研修、訓練

(2) 災害対策に関する資機材や物資の備蓄、管理

(3) 発災時に支援を行う団体等を対象とした資機材や物資の提供及び本拠点の活用

(4) 本事業の成果等の情報発信

(5) 前各号の実施に必要な資機材の調達、工事等による環境整備

２　乙は次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 本事業に関する行政財産の使用等に対する協力

(2) 乙における防災会議等での本事業の報告

(3) 本事業の成果等の情報発信

(4) 前各号に掲げるもののほか、災害対策事業に関する本拠点を利用した取組みの実施

第３条（経費の負担）

甲、乙各々が実施する事項に要する経費は、原則として各自の負担とする。ただし、特段の事情がある場合には、当事者間の協議によるものとする。

第４条（有効期間）

本協定の有効期間は、協定の締結日から２０２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日までに協定の更新手続きを実施した場合は、最長で更に３年の２０２９年３月３１日まで同条件での協定を締結できるものとする。

なお、甲及び乙は、有効期間内において、相手方に３か月前に通知することにより双方協議の上、本協定を解除することができるものとする。

第５条（存続、継承の協議）

甲及び乙は、本協定の有効期間内に、本事業の存続、継承に向けた協議を行うものとする。

第６条（その他）

本合意書に定めのない事項および疑義を生じた事項については、甲と乙間で誠意をもって協議し、別途定めるものとする。

以上本合意の成立を証し、本書２通を作成しそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

２０２３（令和５）年　３月２７日

甲　東京都港区赤坂一丁目２番２号
公益財団法人　日本財団
会　長　　笹　川　　陽　平

乙　千葉県木更津市富士見一丁目２番１号
木更津市
木更津市長　　渡　辺　　芳　邦

（２）災害対策支援関係者との連携の重要性

- 令和６年能登半島地震において、災害発生直後の一般ボランティアの募集を行っていない初期の段階で、全国から３００を超える専門ボランティア・NPOが被災地に現地入りし、物資の提供、保健医療福祉、避難所の運営支援、重機による作業などの支援を実施。
- NPO等による支援は中長期的な支援が可能となる。
- 令和元年台風において、木更津市でも風雨による住宅被害が多発し、消防・自衛隊がブルーシートの展張処置を行ったが、本来消防・自衛隊にそういった技術は無いため、災害対策支援NPOの協力により研修等を行った結果、数多くの市民に対して支援が可能となった。
- 国の方針においても行政と災害対策支援関係者との連携を重要としており、ボランティア活動の拠点の確保を推進している。

（３）現在の活用状況

- 木更津市消防職員による土砂からの人命救助訓練

（３）現在の活用状況

- 県内消防士の災害支援ネットワーク「CHIBA ONE TEAM」や災害支援NPO、一般向けの重機訓練

（３）現在の活用状況

- チェーンソー講習、ブルーシートの展張、ロープワーク講習

（４）拠点整備の予定及び今後の展望

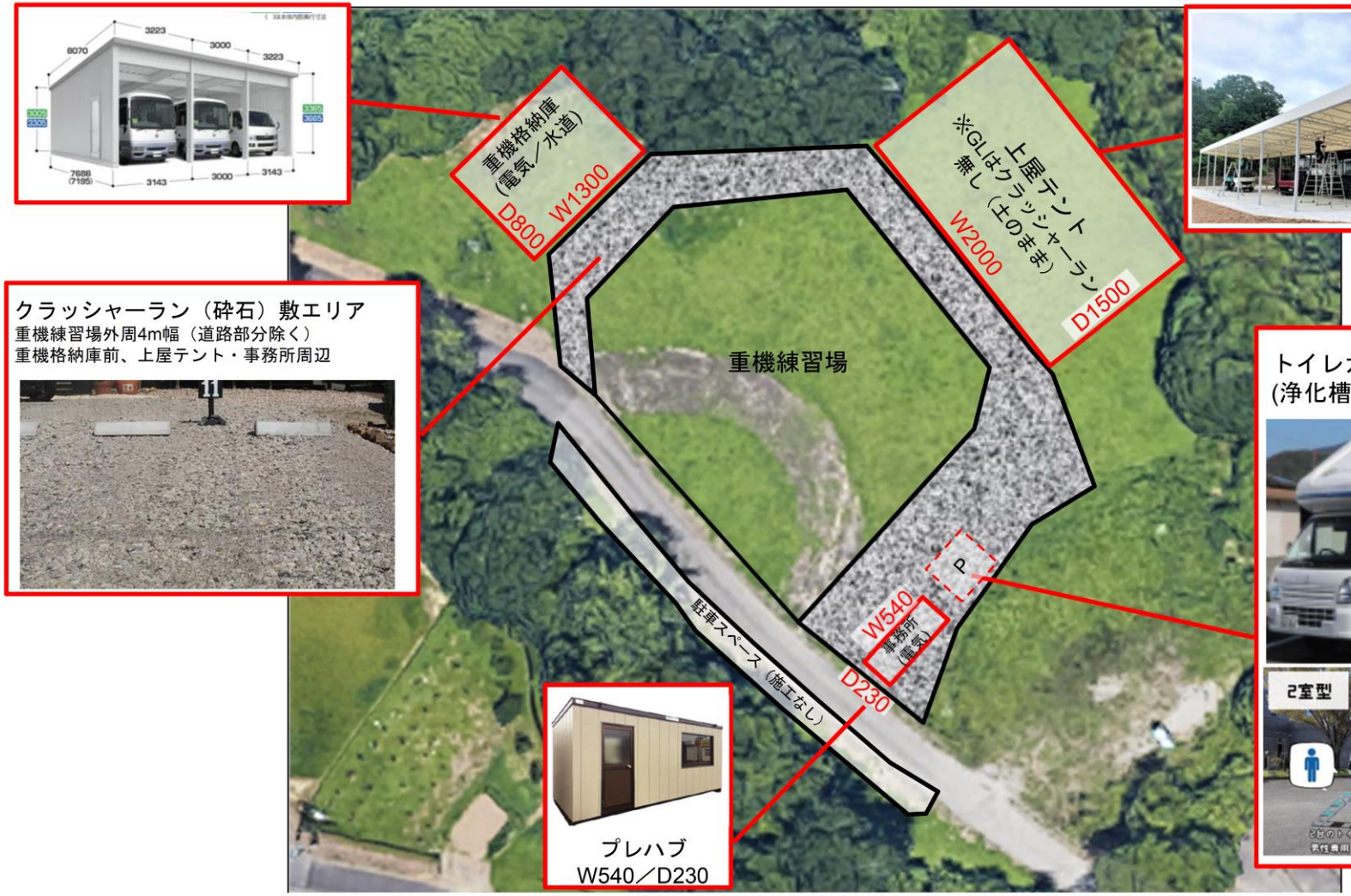

クラッシャーラン（砕石）敷エリア
重機練習場外周4m幅（道路部分除く）
重機格納庫前、上屋テント・事務所周辺

プレハブ
W540／D230

トイレカー駐車位置
(浄化槽は設置しない)

（４）拠点整備の予定及び今後の展望

- 防災ボランティア活動の拠点の確保を推進し、平時においても日本財団をはじめ、災害対策支援関係者と連携し協力体制を強固なものとすることで本市の防災力・災害対応力の強化を図る。
- 県内も数少ない災害対策拠点施設となるため、本事業を広く周知するとともに、本拠点施設を活用した市民向けの防災訓練などを実施することにより防災意識及び防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりの推進に寄与する。
- 平時においては、災害支援に関する技術や知識を実践形式で学べる研修施設として活用することで、支援者のスキルの向上と、新たな災害支援人材を増やすとともに、多様な職種の災害対策支援者が集まり交流することで、支援者間の協力体制も構築が可能となる。
- 災害発生時においては、高台にあることから水害等の災害リスクがなく、木更津北インター近くという交通の利便性も高い場所に立地していることから、災害支援関係団体が集まりやすく、本拠点施設を災害対応支援の活動拠点として活用することが可能であり、本市を中心とした広域防災機能の充実を図ることができる。